

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 産業廃棄物等の適正な処理(第二条―第四十八条)
- 第三章 汚染土壌の適正な処分(第四十九条―第六十七条)
- 第四章 使用済タイヤの適正な保管(第六十八条―第七十一条)
- 第五章 雑則(第七十二条)

附則

- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、[福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例\(平成十五年福島県条例第十七号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 産業廃棄物等の適正な処理

(指定排出事業者の産業廃棄物管理計画)

第二条 [条例第七条第一項](#)の規則で定める基準は、次に掲げる事項を記載した[様式第一号](#)による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(平二三規則二六・一部改正)

(実施の状況の報告)

第三条 [条例第七条第二項](#)の規定による報告は、[様式第二号](#)による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

(事業者の帳簿記載事項等)

第四条 [条例第八条第一項](#)の規則で定める事業者の帳簿の記載事項は、事業者が自ら又は委託して運搬し、又は処分する産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ[次の表](#)の上欄の区分に応じ、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	一 運搬年月日 二 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 三 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 運搬先ごとの委託量
処分	一 処分年月日 二 処分方法ごとの処分量 三 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 [前項](#)の帳簿は、毎月末までに、前月中における[前項](#)に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 [条例第八条第二項](#)の規定による事業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第四条の二 [条例第九条第一項](#)の規則で定める保管は、[次の各号](#)のいずれにも該当しないものとする。

- 一 保管の用に供する場所の面積が三百平方メートル以上の場所における、建設工事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)[第二十一条](#)の第三第一項に規定する建設工事をいう。[第六条の二第一号](#)において同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物の保管
- 二 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 三 産業廃棄物処理施設又は[条例第三十二条第一項](#)に規定する産業廃棄物指定処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)において行われる保管
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(平二三規則二六・追加)

(事前の届出を要しない場合)

第四条の三 [条例第九条第一項](#)の規則で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(平二三規則二六・追加)

(産業廃棄物の保管の場所に係る届出)

第五条 [条例第九条第一項第五号](#)及び[第二項第五号](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物の保管の場所の名称
- 二 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先
- 三 保管の場所においてその用に供する土地の面積
- 四 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、保管をすることができる産業廃棄物の高さ
- 五 保管開始年月日

2 [前項第四号](#)に規定する高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第八条第二号ロの規定により算出される高さとする。

3 [条例第九条第一項](#)及び[第二項](#)の規定による届出は、[様式第三号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

4 [前項](#)の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 保管の場所においてその用に供する土地に係る登記事項証明書その他当該土地の所有権を有することを証する書類
- 二 保管の場所においてその用に供する土地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 三 保管の場所の利用計画を明らかにする平面図
- 四 保管の場所の付近の見取図

(平一七規則一七・平二三規則二六・一部改正)

(変更等の届出)

第六条 [条例第十条第一項](#)の規定による変更の届出は、[様式第四号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 [条例第十条第二項](#)の規定による変更又は保管を行わなくなった旨の届出は、[様式第五号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第六条の二 [条例第十一条](#)において準用する[条例第九条第一項](#)の規則で定める保管は、[次の各号](#)のいずれにも該当しないものとする。

- 一 保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上の場所における、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物の保管
- 二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 三 産業廃棄物処理施設等において行われる保管
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(平二三規則二六・追加)

(事前の届出を要しない場合)

第六条の三 [条例第十一条](#)において準用する[条例第九条第一項](#)の規則で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(平二三規則二六・追加)

(特別管理産業廃棄物の保管の場所に係る届出)

第七条 [条例第十一条](#)において準用する[条例第九条第一項第五号](#)及び[第二項第五号](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の保管の場所の名称
- 二 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先
- 三 保管の場所においてその用に供する土地の面積
- 四 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、保管をすることができる特別管理産業廃棄物の高さ
- 五 保管開始年月日

2 [前項第四号](#)に規定する高さは、省令第八条第二号ロの規定により算出される高さとする。

3 [条例第十一条](#)において準用する[条例第九条第一項](#)及び[第二項](#)の規定による届出は、[様式第三号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

4 [前項](#)の規定による届出書には、[第五条第四項各号](#)に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(平二三規則二六・一部改正)

(変更等の届出)

第八条 [条例第十一条](#)において準用する[条例第十条第一項](#)の規定による変更の届出は、[様式第四号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 [条例第十一条](#)において準用する[条例第十条第二項](#)の規定による変更又は保管を行わなくなった旨の届出は、[様式第五号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

(産業廃棄物処理票の交付)

第九条 [条例第十二条第二項](#)の規定による産業廃棄物処理票(以下単に「処理票」という。)の交付は、次により行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。
- 三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が二以上である場合にあっては、車両ごとに交付すること。
- 四 当該産業廃棄物の種類、数量及び運搬従事者の氏名が処理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 五 交付した処理票の写しを、運搬従事者(二次運搬従事者を含む。)又は運搬先の産業廃棄物処理施設等の管理者から処理票の回付があるまでの間保管すること。

(処理票交付者の記載事項等)

第十条 [条例第十二条第二項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処理票の交付年月日及び交付番号
- 二 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 三 処理票交付者の氏名
- 四 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地
- 五 産業廃棄物の荷姿
- 六 事業者が自ら設置する産業廃棄物処理施設等で処分を行う場合には、当該施設の名称、所在地及び許可番号
- 七 産業廃棄物の運搬の用に供する車両に係る自動車登録番号又は車両番号

2 処理票の様式は、[様式第六号](#)によるものとする。

(運搬従事者の記載事項)



第十一条 **条例第十二条第三項本文**及び**第六項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 運搬従事者の氏名
- 運搬を終了した年月日
(運搬従事者の処理票交付者への回付期限)

第十二条 **条例第十二条第三項ただし書**の規則で定める期間は、運搬を終了した日から起算して十日とする。

(運搬先の産業廃棄物処理施設等の管理者の記事事項)

第十三条 **条例第十二条第四項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 産業廃棄物処理施設等の管理者の氏名
- 処分を担当した者の氏名
- 処分を終了した年月日
(運搬先の産業廃棄物処理施設等の管理者の処理票交付者への回付期限)

第十四条 **条例第十二条第四項**の規則で定める期間は、処分を終了した日から起算して十日とする。

(産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者の二次運搬従事者への処理票の回付)

第十五条 産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者は、**条例第十二条第六項前段**の規定により処理票の回付を受けたときは、次に掲げる事項を処理票に記載して、二次運搬従事者に当該処理票を回付しなければならない。

- 産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者の氏名
- 積替え又は保管を終了した年月日

(二次運搬従事者の記事事項)

第十六条 **条例第十二条第七項**において準用する**同条第三項本文**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 二次運搬従事者の氏名
- 運搬を終了した年月日
(二次運搬従事者の処理票交付者への回付期限)

第十七条 **条例第十二条第七項**において準用する**同条第三項ただし書**の規則で定める期間は、**第十二条**で規定する期間とする。

(県外の事業場で生じた産業廃棄物の処分に係る届出)

第十八条 **条例第十四条第一項第九号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 委託者の担当者の氏名
- 受託する産業廃棄物の性状及び荷姿
- 当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 **条例第十四条第一項**の規定による届出は、**様式第七号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

3 **前項**の届出書には、当該産業廃棄物の受け入れに必要な当該産業廃棄物の性状の分析の結果が記載された書面を添付するものとする。

4 **条例第十四条第二項**の届出済証は、**様式第八号**によるものとする。

(変更の届出)

第十九条 **条例第十五条第一項**及び**第二項**の規定による届出は、**様式第九号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 **条例第十五条第三項**において読み替えて準用する**条例第十四条第二項**の変更届出済証は、**様式第八号**によるものとする。

(処分実績の報告)

第二十条 **条例第十六条**の規定による報告は、**様式第十号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

(県外中間処理業者の作成する計画)

第二十一条 **条例第十七条第一項**の規則で定める基準は、**第二条第一号**及び**第二号**に掲げる基準とする。

(県外の事業場で生じた特別管理産業廃棄物の処分に係る届出)

第二十二条 **条例第十八条**において準用する**条例第十四条第一項第九号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 委託者の担当者の氏名
- 受託する特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿
- 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 **条例第十八条**において準用する**条例第十四条第一項**の規定による届出は、**様式第七号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

3 **前項**の届出書には、当該特別管理産業廃棄物の受け入れに必要な当該特別管理産業廃棄物の性状の分析の結果が記載された書面を添付するものとする。

4 **条例第十八条**において準用する**条例第十四条第二項**の届出済証は、**様式第八号**によるものとする。

(変更の届出)

第二十三条 **条例第十八条**において準用する**条例第十五条第一項**及び**第二項**の規定による届出は、**様式第九号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 **条例第十八条**において準用する**条例第十五条第三項**において読み替えて準用する**条例第十四条第二項**の変更届出済証は、**様式第八号**によるものとする。

(処分実績の報告)

第二十四条 **条例第十八条**において準用する**条例第十六条**の規定による報告は、**様式第十号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

(県外中間処理業者の作成する計画)

第二十五条 **条例第十八条**において準用する**条例第十七条第一項**の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 次に掲げる事項を定めること。
  - 計画期間
  - 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
  - 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
  - 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
  - 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
  - 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

第二十六条及び第二十七条 削除

(平一七規則三三)

(長期間工事未着手の産業廃棄物処理施設に係る届出)

第二十八条 **条例第二十五条第一項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 許可を受けた産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 許可を受けた産業廃棄物処理施設の種類
- 着工予定年月日
- 使用開始予定年月日
- 許可の年月日

2 **条例第二十五条第一項**の規定による届出は、**様式第十一号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

3 **条例第二十五条第二項**の知事が定める書類は、次のとおりとする。

- 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 届出者が法人である場合には、届出日の直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 届出者が個人である場合には、資産に関する調査並びに届出日の直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 届出者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- 届出者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書

(平一七規則一七・平二〇規則一〇〇・平二三規則二六・一部改正)

(処分状況の報告)

第二十九条 **条例第二十八条**の規定による報告は、**様式第十二号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

第三十条 削除

(平一七規則三三)

(埋立処分する産業廃棄物の一部保管)

第三十一条 **条例第三十条第一項**による保管は、容器に納めた産業廃棄物の性状が外部から確認することができる程度に透明な容器に納めることにより行うものとする。

2 **条例第三十条第一項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 当該産業廃棄物を生じた事業者の氏名又は名称
- 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

(産業廃棄物指定処理施設の設置の許可の申請)

第三十二条 **条例第三十二条第二項**の申請書は、**様式第十四号**によるものとする。

2 **前項**の申請書に**条例第三十二条第二項第五号**の産業廃棄物指定処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- 産業廃棄物指定処理施設の位置
- 産業廃棄物指定処理施設の処理方式
- 産業廃棄物指定処理施設の構造及び設備
- 処理に伴い生ずる排ガス又は排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
- 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- その他産業廃棄物指定処理施設の構造等に関する事項

3 **第一項**の申請書に**条例第三十二条第二項第六号**の産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- その他産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関する事項

4 **条例第三十二条第二項第七号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 産業廃棄物指定処理施設の種類
- 当該産業廃棄物指定処理施設での処分に伴って生ずる汚泥、焼却灰等の処分方法
- 当該産業廃棄物指定処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

5 **第一項**の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 当該産業廃棄物指定処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 当該産業廃棄物指定処理施設の処理工程図
- 当該産業廃棄物指定処理施設の付近の見取図
- 当該産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 当該産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 申請者が法人である場合には、申請日の直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに申請日の直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し

(平一七規則一七・平二〇規則一〇〇・平二三規則二六・一部改正)

(産業廃棄物指定処理施設の技術上の基準)

第三十三条 **条例第三十三条第一項第一号**の規定による産業廃棄物指定処理施設のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。



- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

2 **条例第三十三条第一項第一号**の規定による産業廃棄物指定処理施設の技術上の基準は、**前項各号**に掲げるもののほか、**別表第二**のとおりとする。  
(産業廃棄物指定処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

第三十四条 **条例第三十三条第一項第二号**の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(産業廃棄物指定処理施設の使用前の検査の申請)

第三十五条 **条例第三十三条第三項**(**条例第三十六条第二項**において準用する場合を含む。)**の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五号**による申請書を知事に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 設置場所
- 許可の年月日及び許可番号
- 竣功の年月日
- 使用開始予定年月日

2 **前項**の申請書には、**竣功**後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。  
(産業廃棄物指定処理施設の許可証)

第三十六条 知事は、**条例第三十二条第一項**の規定により産業廃棄物指定処理施設の設置の許可をしたとき、又は**条例第三十六条第一項**の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、**様式第十六号**による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物指定処理施設の維持管理の技術上の基準)

第三十七条 **条例第三十四条第一項**の規定による産業廃棄物指定処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

2 **条例第三十四条第一項**の規定による産業廃棄物指定処理施設の維持管理の技術上の基準は、**前項**に掲げるもののほか、**別表第二**のとおりとする。  
(記録の閲覧)

第三十八条 **条例第三十五条**の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 記録は、次の**ア**から**ウ**までに掲げる区分に応じ、当該**ア**から**ウ**までに定める日までに備え置くこと。
  - 次条第一号ア**及び**第二号ア**に掲げる事項 翌月の末日
  - 次条第一号イ**及び**エ**並びに**第二号イ**及び**エ**に掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
  - 次条第一号ウ**及び**第二号ウ**に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(記録する事項)

第三十九条 **条例第三十五条**の規則で定める事項は、**次の各号**に掲げる施設の種類に応じ、**当該各号**に定める事項とする。

- 別表第二**の四の項から七の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項
  - 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
  - 別表第二**の四の項下欄6、8、11及び18の規定による測定(**同表**五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
    - 当該測定を行った位置
    - 当該測定の結果の得られた年月日
    - 当該測定の結果
  - 別表第二**の四の項下欄9の規定によるばいじんの除去(**同表**五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日
  - 別表第二**の四の項下欄13の規定による測定(**同表**五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
    - 当該測定に係る排ガスを採取した位置
    - 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
    - 当該測定の結果の得られた年月日
    - 当該測定の結果
- 別表第二**の八の項から十一の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項
  - 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
  - 別表第二**の八の項下欄4及び6の規定による測定(**同表**九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
    - 当該測定を行った位置
    - 当該測定の結果の得られた年月日
    - 当該測定の結果
  - 別表第二**の八の項下欄7の規定によるばいじんの除去(**同表**九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日
  - 別表第二**の八の項下欄9の規定による測定(**同表**九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
    - 当該測定に係るガスを採取した位置
    - 当該測定に係るガスを採取した年月日
    - 当該測定の結果の得られた年月日
    - 当該測定の結果

(許可を要しない産業廃棄物指定処理施設の軽微な変更)

第四十条 **条例第三十六条第一項ただし書**の規則で定める軽微な変更は、**次の各号**のいずれにも該当しない変更とする。

- 条例第三十二条第二項**の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について**条例第三十六条第一項**の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大されるに至るもの
- 第三十二条第二項第一号**又は**第二号**に掲げる事項に係る変更
- 第三十二条第二項第三号**に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う**同項第五号**に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- 第三十二条第二項第四号**に掲げる事項に係る変更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。)
- 第三十二条第三項各号**に掲げる事項に係る変更(**第三十二条第三項第一号**に掲げる数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は**同項第二号**に掲げる測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)

(平二三規則二六・一部改正)

(産業廃棄物指定処理施設の変更の許可の申請)

第四十一条 **条例第三十六条第一項**の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した**様式第十七号**による申請書を知事に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 産業廃棄物指定処理施設の設置の場所
- 産業廃棄物指定処理施設の種類
- 許可の年月日及び許可番号
- 変更の内容
- 変更の理由
- 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日

2 **前項**の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 変更後の産業廃棄物指定処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 第三十二条第三項各号**に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 変更後の産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 変更後の産業廃棄物指定処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物指定処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 第三十二条第五項第六号**から**第九号**までに掲げる書類

(届出を要する産業廃棄物指定処理施設の変更)

第四十二条 **条例第三十六条第三項**の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 別表第一**の四の項から十一の項までの上欄に掲げる施設にあっては、焼却灰等の処分方法
- 別表第一**の十二の項及び十三の項の上欄に掲げる施設にあっては、汚泥等の処分方法
- 当該産業廃棄物指定処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(産業廃棄物指定処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第四十三条 **条例第三十六条第三項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した**様式第十八号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 産業廃棄物指定処理施設の設置の場所
- 産業廃棄物指定処理施設の種類
- 許可の年月日及び許可番号
- 第四十条**に規定する軽微な変更をしたとき、又は**条例第三十二条第二項第一号**に掲げる事項若しくは**前条**に規定する事項に変更があったときは、その変更の内容
- 産業廃棄物指定処理施設を廃止したとき、若しくは産業廃棄物指定処理施設を休止し、又は休止した産業廃棄物指定処理施設を再開したときは、次に掲げる事項
  - 廃止若しくは休止又は再開の理由
  - 廃止若しくは休止又は再開の年月日

2 **前項**の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 条例第三十二条第二項第一号**に掲げる事項に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- 産業廃棄物指定処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物指定処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類  
(平一七規則一七・平二〇規則一〇〇・一部改正)

(産業廃棄物指定処理施設の承継)

第四十四条 **条例第三十八条第三項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した**様式第十九号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 産業廃棄物指定処理施設の設置の場所
- 産業廃棄物指定処理施設の種類
- 許可の年月日及び許可番号



- 五 承継の年月日
  - 六 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 七 承継の原因
- 2 **前項**の届出書には、**次の各号**に掲げる場合に応じ、**当該各号**に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 承継の原因が譲受けの場合　譲渡契約書等の写し
- 二 承継の原因が借受けの場合　賃貸借契約書等の写し
- 三 承継の原因が相続の場合　被相続人との続柄を証する書類
- 四 承継の原因が合併又は分割の場合　定款その他の基本約款及び登記事項証明書（平一七規則一七・平二〇規則一〇〇・一部改正）

（事故の状況等の届出）

第四十四条の二 **条例第三十八条の二第一項**の規定による届出は、**様式第十九号の二**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 **前項**の届出書には、事故が発生した場所及びその影響範囲等を明らかにした図面を添付するものとする。

（平一七規則三三・追加）

（長期間工事未着手の産業廃棄物指定処理施設に係る届出）

第四十五条 **条例第三十九条**において準用する**条例第二十五条第一項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 許可を受けた産業廃棄物指定処理施設の設置の場所
- 三 許可を受けた産業廃棄物指定処理施設の種類
- 四 着工予定年月日
- 五 使用開始予定年月日
- 六 許可の年月日

- 2 **条例第三十九条**において準用する**条例第二十五条第一項**の規定による届出は、**様式第十一号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 3 **条例第三十九条**において読み替えて準用する**条例第二十五条第二項**の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 当該産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 二 届出者が法人である場合には、届出日の直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 三 届出者が個人である場合には、資産に関する調書並びに届出日の直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 四 届出者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- 五 届出者が個人である場合には、住民票の写し

（平一七規則一七・平二〇規則一〇〇・平二三規則二六・一部改正）

（処分状況の報告）

第四十六条 **条例第三十九条**において準用する**条例第二十八条**の規定による報告は、**様式第十二号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

第四十七条及び第四十八条　削除

（平一七規則三三）

第三章　汚染土壌の適正な処分

（土壌の汚染状態に係る基準）

第四十九条 **条例第四十五条**の規則で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法(平成十五年環境省告示第十八号)に規定する方法により測定した結果が、**別表第三**の上欄に掲げる特定有害物質の種類の違いに応じ、それぞれ**同表**の下欄に掲げる要件に該当することとする。

- 2 **条例第四十五条**の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法(平成十五年環境省告示第十九号)に規定する方法により測定した結果が、**別表第四**の上欄に掲げる特定有害物質の種類の違いに応じ、それぞれ**同表**の下欄に掲げる要件に該当することとする。

（平二三規則二六・一部改正）

（汚染土壌の処分方法）

第五十条 **条例第四十五条**の規則で定める方法は、次のいずれかとする。

- 一 次の**ア**から**オ**までに掲げる土壌の違いに応じ、当該**ア**から**オ**までに定めるところによること。
  - ア　第二溶出量基準(**別表第五**の上欄に掲げる特定有害物質の種類の違いに応じ、それぞれ**同表**の下欄に掲げる基準をいう。以下同じ。))に適合しない汚染状態にある土壌(第二種特定有害物質(土壌汚染対策法施行規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。))により汚染されたものに限る。)　次のいずれかによること。
    - (1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって法第十五条第一項の許可を受けたもの(以下「産業廃棄物遮断型処分場」という。))に搬入すること。
    - (2)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「海洋汚染等防止令」という。)第五条第二項及び第三項に規定する基準(水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。))に従って埋立場所等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。))第十条第二項第四号に規定する場所をいう。以下同じ。))に排出すること。
  - イ　**前条第一項**の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌(**ウ**及び**エ**に掲げるものを除く。))　次のいずれかによること。
    - (1)　次のいずれかの最終処分場に搬入すること。
      - (一)　令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であって、法第八条第一項の許可を受けたもの又は法第九条の三第一項の規定による届出がされたもの(以下「一般廃棄物管理型処分場」という。))
      - (二)　令第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場であって、法第十五条第一項の許可を受けたもの(以下「産業廃棄物管理型処分場」という。))
    - (2)　次のいずれかによること。
      - (一)　海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
      - (二)　**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であってこれらの最終処分場と同等の構造を有するものうち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。
  - ウ　**前条第一項**の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌(第二種特定有害物質により汚染されたもの)のうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号。以下「判定基準省令」という。))第一条第二項又は第三項に規定する基準に適合しないこととなるものに限る。))　次のいずれかによること。
    - (1)　次のいずれかの最終処分場に搬入すること。
      - (一)　一般廃棄物管理型処分場(埋立場所等であるものを除く。))
      - (二)　産業廃棄物遮断型処分場
      - (三)　産業廃棄物管理型処分場(埋立場所等であるものを除く。))
    - (2)　海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
  - エ　**前条第一項**の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌(第二種特定有害物質により汚染されたもの)のうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において判定基準省令第一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することとなるものに限る。))　次のいずれかによること。
    - (1)　次のいずれかの最終処分場に搬入すること。
      - (一)　一般廃棄物管理型処分場
      - (二)　産業廃棄物遮断型処分場
      - (三)　産業廃棄物管理型処分場
    - (2)　次のいずれかによること。
      - (一)　海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
      - (二)　**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するものうち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。
  - オ　**前条第一項**の基準に適合し、かつ、**同条第二項**の基準に適合しない汚染状態にある土壌　次のいずれかによること。
    - (1)　次のいずれかの最終処分場に搬入すること。
      - (一)　一般廃棄物管理型処分場
      - (二)　産業廃棄物遮断型処分場
      - (三)　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって法第十五条第一項の許可を受けたものうち、搬入することが適当であるものとして知事が認めたもの
      - (四)　産業廃棄物管理型処分場
    - (2)　次のいずれかによること。
      - (一)　海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
      - (二)　**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するものうち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。
      - (三)　海洋汚染等防止令第五条第一項第一号に規定する基準に従って**(1)**に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。

二 法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は**条例第三十二条第一項**の許可を受けた産業廃棄物指定処理施設その他の施設であって、汚染土壌の浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を**前条第一項**及び**第二項**の基準に適合させることをいう。))を行わせることが適当であるものとして知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うこと。

三 セメント等を製造するための施設であって、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することが適当であるものとして知事が認めたものにおいて、汚染土壌をセメント等の原材料として利用すること。

（平二〇規則一〇〇・平二三規則二六・一部改正）

（汚染土壌処分基準）

第五十一条 **条例第四十六条**の規則で定める汚染土壌の処分に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 汚染土壌の運搬に当たっては、次によること。
  - ア　汚染土壌又は特定有害物質が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - イ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ウ　汚染土壌の積替えを行う場合には、汚染土壌を入れた容器ごとに、その表面に汚染土壌を処分しようとする者の氏名又は名称及び住所、汚染土壌を搬出した場所の所在地並びに汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類を表示し、かつ、その容器のままで積替えを行うこと。
  - エ　汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替え(あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められているものに限る。))を行う場合を除き、行ってはならないこと。
  - オ　汚染土壌の保管を行う場合には、三日を超えて保管を行ってはならないこと。
- 二 汚染土壌の処分に当たっては、次によること。
  - ア　汚染土壌又は特定有害物質が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - イ　処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ウ　産業廃棄物処理施設等において汚染土壌の保管を行う場合には、次によること。
    - (1)　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
      - (一)　周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。))が設けられていること。
      - (二)　見やすい箇所に汚染土壌の処分のための保管の場所である旨を表示した揭示板が設けられていること。
    - (2)　保管する汚染土壌の数量が、当該汚染土壌に係る産業廃棄物処理施設等の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量(省令第七条の八第一項に規定する場合にあっては、同条に規定する数量)から当該産業廃棄物処理施設等で処分するために保管している産業廃棄物の数量を差し引いた数量を超えないようにすること。

（産業廃棄物処分業者等との委託契約書に添付すべき書面）

第五十二条 **条例第四十七条第一項**の規則で定める書面は、産業廃棄物処分業者に委託する場合にあっては、省令第十条の六の規定により交付された許可証の写しとし、産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物指定処理施設の設置者に委託する場合にあっては、省令第十二条の五の規定により交付された許可証の写し若しくは**第三十六条**の規定により交付された許可証の写しとする。

（委託契約に含まれるべき事項）

第五十三条 **条例第四十七条第一項第八号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 汚染土壌を搬出する場所の所在地
- 二 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 委託する汚染土壌を取り扱う際に注意すべき事項
- 四 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

（委託契約書の保存期間）

第五十四条 **条例第四十七条第二項**の規則で定める期間は、五年とする。

（汚染土壌の処分に係る届出）

第五十五条 **条例第四十九条第一項第十三号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。



- 一 委託者の担当者の氏名
  - 二 受託する汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 **条例第四十九条第一項**の規定による届出は、**様式第二十号**による届出書を知事に提出して行うものとする。
- 3 **条例第四十九条第二項**の届出済証は、**様式第二十一号**によるものとする。

(変更の届出)

第五十六条 **条例第五十条第一項**及び**第二項**の規定による届出は、**様式第二十二号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 **条例第五十条第三項**において読み替えて準用する**条例第四十九条第二項**の変更届出済証は、**様式第二十一号**によるものとする。

(処分実績の報告)

第五十七条 **条例第五十一条**の規定による報告は、**様式第二十三号**による報告書を処分が終了した日の属する月の翌月の末日までに知事に提出して行うものとする。

(汚染土壌に係る処分状況の報告)

第五十八条 **条例第五十三条**の規定による報告は、**様式第二十四号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

(一般廃棄物処分業者等との委託契約書に添付すべき書面)

第五十九条 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十七条第一項**の規則で定める書面は、一般廃棄物処理施設に係る許可証の写しとする。

(委託契約に含まれるべき事項)

第六十条 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十七条第一項第八号**の規則で定める事項は、**第五十三条**に規定する事項とする。

(委託契約書の保存期間)

第六十一条 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十七条第二項**の規則で定める期間は、五年とする。

(汚染土壌の処分に係る届出)

第六十二条 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十九条第一項第十三号**の規則で定める事項は、**第五十五条第一項**に規定する事項とする。

- 2 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十九条第一項**の規定による届出は、**様式第二十五号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 3 **条例第五十四条**において準用する**条例第四十九条第二項**の届出済証は、**様式第二十六号**によるものとする。

(変更の届出)

第六十三条 **条例第五十四条**において準用する**条例第五十条第一項**及び**第二項**の規定による届出は、**様式第二十七号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 **条例第五十四条**において準用する**条例第五十条第三項**において読み替えて準用する**条例第四十九条第二項**の変更届出済証は、**様式第二十六号**によるものとする。

(処分実績の報告)

第六十四条 **条例第五十四条**において準用する**条例第五十一条**の規定による報告は、**様式第二十八号**による報告書を処分が終了した日の属する月の翌月の末日までに知事に提出して行うものとする。

(汚染土壌に係る処分状況の報告)

第六十五条 **条例第五十四条**において準用する**条例第五十三条**の規定による報告は、**様式第二十九号**による報告書を翌年度の六月三十日までに知事に提出して行うものとする。

(改善命令)

第六十六条 **条例第五十五条**の規定による命令は、講ずべき措置の内容、命令の年月日及び履行期限並びに命令を行う理由を記載した命令書を交付して行うものとする。

(措置命令書の記載事項)

第六十七条 **条例第五十六条第二項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき支障の除去又は発生の防止のために必要な措置の内容

- 二 命令の年月日及び履行期限

- 三 命令を行う理由

#### 第四章 使用済タイヤの適正な保管

(使用済タイヤ保管基準)

第六十八条 **条例第五十七条**の規則で定める使用済タイヤの保管に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 周囲に囲い(保管する使用済タイヤの荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

イ 見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示した縦及び横それぞれ六十センチメートル以上の掲示板が設けられていること。

(1) 使用済タイヤの保管の場所である旨

(2) 保管する使用済タイヤの数量

(3) 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先

(4) 屋外において保管する場合にあっては、**次号**に規定する高さ

二 屋外において保管する場合にあっては、積み上げられた使用済タイヤの高さが省令第八条第二号ロの規定の例により算出される高さを超えないようにすること。

- 三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(保管の場所に係る届出)

第六十九条 **条例第五十八条第五号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用済タイヤの保管の場所の名称

- 二 保管の場所の管理者の氏名び連絡先

- 三 保管の場所においてその用に供する土地の面積

- 四 保管することができる使用済タイヤの高さ

- 五 保管開始予定年月日

2 **前項第四号**に規定する高さは、**前条第二号**の規定により算出される高さとする。

3 **条例第五十八条**の規定による届出は、**様式第三十号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

4 **前項**の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 保管の場所においてその用に供する土地に係る登記事項証明書その他当該土地の所有権を有することを証する書類

- 二 保管の場所においてその用に供する土地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他当該土地を使用する権限を有することを証する書類

- 三 保管の場所の利用計画を明らかにする平面図及び立面図

- 四 保管の場所の付近の見取図

- 五 保管の場所の現状の写真

- 六 保管する使用済タイヤの保管の目的を明らかにする書類

(平一七規則一七・一部改正)

(変更等の届出)

第七十条 **条例第五十九条第一項**の規定による変更の届出は、**様式第三十一号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 **条例第五十九条第二項**の規定による変更又は保管を行わなくなった旨の届出は、**様式第三十二号**による届出書を知事に提出して行うものとする。

(改善命令)

第七十一条 **条例第六十条**の規定による命令は、講ずべき措置の内容、命令の年月日及び履行期限並びに命令を行う理由を記載した命令書を交付して行うものとする。

#### 第五章 雑則

(身分を示す証明書)

第七十二条 **条例第六十二条第二項**の証明書の様式は、**様式第三十三号**によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(産業廃棄物指定処理施設に関する経過措置による届出)

2 **条例附則第五項**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 産業廃棄物指定処理施設の設置の場所

- 三 産業廃棄物指定処理施設の種類

- 四 産業廃棄物指定処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- 五 産業廃棄物指定処理施設の処理能力

- 六 当該産業廃棄物指定処理施設での処分に伴って生ずる汚泥、焼却灰等の処分方法

- 七 当該産業廃棄物指定処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

- 八 設置(予定)年月日及び使用開始(予定)年月日

3 **条例附則第五項**の規定による届出は、**附則様式**による届出書を知事に提出して行うものとする。

4 **前項**の届出書には、**第三十二条第五項第一号**から**第三号**まで、**第八号**及び**第九号**に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

**附則様式(附則第3項関係)**

附則様式(附則第3項関係)

(表面)	
産業廃棄物指定処理施設設置届出書	
年 月 日	
福島県知事	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例附則第5項の規定により、産業廃棄物指定処理施設の設置について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
産業廃棄物指定処理施設の設置の場所	
産業廃棄物指定処理施設の種類	
産業廃棄物指定処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
設 置 ( 予 定 ) 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 ( 予 定 ) 年 月 日	年 月 日
※ 届 出 の 年 月 日	年 月 日
※ 届 出 番 号	
産業廃棄物指定処理施設の処理能力	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$

(裏面)			
汚泥、焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 「産業廃棄物指定処理施設の種類」の欄には、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
※事務処理欄			

別表第一(第三十三条関係)  
(平二〇規則一〇〇・一部改正)

産業廃棄物指定処理施設の種類	技術上の基準
一 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートル以下のもの	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
二 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)であって、一日当たりの処理能力が十立方メートル以下のもの	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
三 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)であって、一日当たりの処理能力が百立方メートル以下のもの	1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開 渠 <sup>きよ</sup> その他の設備が設けられていること。
四 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一日あたりの処理能力が五立方メートル以下のもの イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	1 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (一) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。 (二) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。 (三) 外気と遮断されたものであること。 (四) 燃焼ガスの温度を速やかに(一)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (五) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。 2 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 4 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(3のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 5 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。 6 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 7 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。 8 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 (一) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。 (二) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。 (1) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にするすることができるものであること。 (2) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 (三) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。 (1) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。 (2) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (3) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 (四) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。
五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。) ア 一日当たりの処理能力が一立方メートル以下のもの イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	1 四の項下欄に掲げる規定の例によること。 2 事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
六 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一日当たりの処理能力が百キログラム以下のもの イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	四の項下欄に掲げる規定の例によること。
七 産業廃棄物(汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)、廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。))並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	四の項下欄に掲げる規定の例によること。



<p>八 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が五立方メートル以下のもの</p> <p>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>1 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>2 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(一) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(二) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>(2) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(三) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(2) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(四) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>3 次の要件を備えたガス化施設が設けられていること。</p> <p>(一) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(二) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>4 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(一) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。</p> <p>(二) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(三) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>5 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>6 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7 除去設備に流入する改質ガスの温度(6のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>8 改質ガス中の硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p>
<p>九 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が一立方メートル以下のもの</p> <p>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が百キログラム以下のもの</p> <p>イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十一 産業廃棄物(汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)、廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。))並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十二 廃油の油水分離施設であって、一日あたりの処理能力が十立方メートル以下のもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)</p>	<p>1 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
<p>十三 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、一日あたりの処理能力が五十立方メートル以下のもの</p>	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>
<p>十四 廃プラスチック類の破砕施設であって、一日あたりの処理能力が五トン以下のもの</p>	<p>破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。</p>
<p>十五 令第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又は令第二条第九号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。以下「がれき類」という。)の破砕施設であって、一日あたりの処理能力が五トン以下のもの</p>	<p>十四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十六 廃プラスチック類、令第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)及びがれき類以外の破砕施設</p>	<p>十四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十七 産業廃棄物の圧縮施設又は切断施設</p>	<p>施設が設置される床又は地盤面がコンクリート等強固な材料で築造されていること。</p>
<p>十八 汚泥の造粒固化施設(固化によって汚水が生じるものに限る。)</p>	<p>当該汚水を処理する設備が設けられていること。</p>
<p>十九 産業廃棄物の<sup>たい</sup>堆肥化施設(固形状の物を扱う場合に限る。)</p>	<p>施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆され、並びに適当な覆い及び側壁が設けられていること。</p>
<p>二十 産業廃棄物の<sup>たい</sup>堆肥化施設(液状の物を扱う場合に限る。)</p>	<p>不透水性の材料で築造された貯留施設が設けられていること。</p>
<p>二十一 廃プラスチックの溶融施設</p>	<p>溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p>

別表第二(第三十七条関係)  
(平二〇規則一〇〇・一部改正)

産業廃棄物指定処理施設の種類	維持管理の技術上の基準
<p>一 汚泥の脱水施設であって、一日あたりの処理能力が十立方メートル以下のもの</p>	<p>1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>
<p>二 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)であって、一日あたりの処理能力が十立方メートル以下のもの</p>	<p>1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>2 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p>
<p>三 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)であって、一日あたりの処理能力が百立方メートル以下のもの</p>	<p>定期的には天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>
<p>四 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が五立方メートル以下のもの</p> <p>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>1 ビット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</p> <p>2 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。</p> <p>3 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>5 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p> <p>6 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(7のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>9 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>10 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。ただし、セメントの製造の用に供する焼成炉(プレヒーター付きロータリーキルンに限る。)であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものには、この限りでない。</p> <p>11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>12 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が一立方メートルあたり五ナノグラム以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p> <p>13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>14 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>15 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>16 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合には、この限りでない。</p> <p>17 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>18 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>19 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>20 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>21 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>
<p>五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が一立方メートル以下のもの</p> <p>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>1 四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p> <p>2 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、<a href="#">別表第一</a>の五の項下欄2の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p>
<p>六 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一日あたりの処理能力が百キログラム以下のもの</p> <p>イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>七 産業廃棄物(汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)、廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。))並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>



八 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一日あたりの処理能力が五立方メートル以下のもの イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	1 投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。 2 ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。 3 改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。 4 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 5 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 6 除去設備に流入する改質ガスの温度(のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。 7 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。 8 ダイオキシン類の濃度の算出方法(平成十二年厚生省告示第七号)に規定する方法により算出された除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度が一立方メートルあたり〇・一ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。 9 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 10 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合にあつては、この限りでない。 11 ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 12 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 13 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 14 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
九 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。) ア 一日あたりの処理能力が一立方メートル以下のもの イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの ウ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	八の項下欄に掲げる規定の例によること。
十 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一日あたりの処理能力が百キログラム以下のもの イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	八の項下欄に掲げる規定の例によること。
十一 産業廃棄物(汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)、廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。))並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの ア 一時間当たりの処理能力が二百キログラム未満のもの イ 火格子面積が二平方メートル未満のもの	八の項下欄に掲げる規定の例によること。
十二 廃油の油水分離施設であって、一日あたりの処理能力が十立方メートル以下のもの(海洋汚染等防止法第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)	1 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、別表第一の十二の項下欄1の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。 2 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
十三 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、一日あたりの処理能力が五十立方メートル以下のもの	1 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 2 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。 3 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
十四 廃プラスチック類の破砕施設であって、一日あたりの処理能力が五トン以下のもの	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
十五 令第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破砕施設であって、一日あたりの処理能力が五トン以下のもの	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十六 廃プラスチック類、令第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)及びがれき類以外の破砕施設	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十七 産業廃棄物の圧縮施設又は切断施設	施設が設置されている床又は地盤面を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。
十八 汚泥の造粒固化施設(固化によって汚水が生じるものに限る。)	当該汚水を生活環境保全上の支障が生じないように処理すること。
十九 産業廃棄物の堆肥化施設	1 床、覆い、側壁、貯留施設その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。 2 送風装置等を設置している場合は、当該送風装置等の維持管理を適切に行うこと。
二十 廃プラスチックの熔融施設	熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

別表第三(第四十九条関係)  
(平二九規則一六・平三一規則四・令三規則七・一部改正)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。以下「クロロエチレン」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
二ークロロ四・六ービス(エチルアミノ)ー一・三・五ートリアジン(以下「シマジン」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
N・Nージエチルチオカルバミン酸Sー四ークロロベンジル(以下「チオベンカルブ」という。)	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
一・二ージクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
一・一ージクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
一・二ージクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・三ージクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一ートリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・一・二ートリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	検液一リットルにつきひ素〇・〇一ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。)	検液中に検出されないこと。

別表第四(第四十九条関係)  
(令三規則七・一部改正)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきひ素百五十ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。

別表第五(第五十条関係)  
(平二九規則一六・平三一規則四・令三規則七・一部改正)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
一・二ージクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・一ージクロロエチレン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。



一・二ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
一・三ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素二十四ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。

様式第1号(第2条関係)

(平23規則26・全改、令3規則7・一部改正)



産業廃棄物管理計画書		年 月 日
福島県知事		
提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第7条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称		
事業場の所在地		
計画期間		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類		
②事業の規模		
③従業員数		
④産業廃棄物の一連の処理の工程		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	前年度( 年度)実績		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	前年度( 年度)実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	前年度( 年度)実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	前年度( 年度)実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	前年度( 年度)実績		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			



(第5面)

②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考
1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
7 ※欄は記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

(平23規則26・全改、令3規則7・一部改正)



産業廃棄物管理計画実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

提出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例第7条第2項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物管理計画における計画期間			
産業廃棄物管理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら理立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



備考

- 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 「産業廃棄物管理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物管理計画に記載した目標値を記入すること。
- 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑫の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら理立処分又は海洋投入処分した量
  - ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - ⑨欄 (6)の量のうち、自ら理立処分及び海洋投入処分した量
  - ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物管理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物管理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- ※欄は記入しないこと。



様式第3号(第5条、第7条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所届出書	
年 月 日	
福島県知事	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第9条第1項(第9条第2項)(第11条において準用する同条例第9条第1項(第9条第2項))の規定により、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管をする場所について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管の場所の名称及び所在地	
保管をする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類	
保管をすることができる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の数量	t m <sup>3</sup>
保管の場所の管理者の氏名及び連絡先	
保管の場所においてその用に供する土地の面積	m <sup>2</sup>
屋外において容器を用いずに保管をする場合にあっては、保管をすることができる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の高さ	m
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日
備考 「保管をする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類」の欄には、保管をする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類をすべて記入すること。	

様式第4号(第6条、第8条関係)  
(平23規則26・一部改正)

様式第4号(第6条、第8条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書		
年 月 日		
福島県知事		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第10条第1項(第11条において準用する同条例第10条第1項)の規定により、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管をする場所に係る以下の事項について変更するので届け出ます。		
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管の場所の名称及び所在地		
変 更 す る 内 容	新	旧
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 す る 理 由		

様式第5号(第6条、第8条関係)  
(平23規則26・一部改正)



様式第5号(第6条、第8条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更等届出書		
年 月 日		
福島県知事		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第10条第2項(第11条において準用する同条例第10条第2項)の規定により、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管をする場所に係る以下の事項について変更した(保管を行わなくなった)ので届け出ます。		
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の保管の場所の名称及び所在地		
変 更 し た 内 容	新	旧
変更した(保管を行わなくなった)年月日	年 月 日	
変更した(保管を行わなくなった)理由		
備考 「変更した内容」の欄は、変更した旨の届出のときのみ記載すること。		

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

(前面)			
産業廃棄物処理票			
交 付 年 月 日	年 月 日	交付番号	処 理 票 交 付 者 氏名
運 搬 を 行 う 事 業 者	氏名又は名称	産業廃棄物を排出した事業場	名称
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号
産 業 廃 棄 物	種類	数量	荷姿
運 搬 従 事 者 の 氏 名		自動車登録番号又は車両番号	
事業者が自ら設置する産業廃棄物処理施設等	名称 所在地 〒 電話番号 許可番号	積替え又は保管を行う場所	名称 所在地 〒 電話番号
運 搬 従 事 者	氏名(自署)	運搬を終了した年月日	年 月 日
積替え又は保管の場所の管理者	氏名(自署)	積替え又は保管を終了した年月日	年 月 日
二 次 運 搬 従 事 者	氏名(自署)	運搬を終了した年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設等の管理者	氏名(自署)	処分を終了した年月日	年 月 日
処分を担当した者	氏名		

(裏面)

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格JIS S 5017に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 「運搬従事者の氏名」の欄は、処理票交付者が記載すること。
- 6 「運搬従事者」の欄は、産業廃棄物の運搬の業務に従事した者が自署すること。
- 7 「積替え又は保管の場所の管理者」の欄は、積替え又は保管の場所の管理者が自署すること。
- 8 「二次運搬従事者」の欄は、積替え又は保管後に産業廃棄物の運搬の業務に従事した者(二次運搬従事者)が自署すること。
- 9 「産業廃棄物処理施設等の管理者」の欄は、産業廃棄物処理施設等の管理者が自署すること。


様式第7号(第18条、第22条関係)

様式第7号(第18条、第22条関係)

県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分受託届出書	
	年 月 日
福島県知事	届出者
	住 所
	氏 名
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
県外の事業場で生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分を次のとおり受託するので、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第14条第1項(第18条において準用する同条例第14条第1項)の規定により、照会業務を遂行していただきます。	

様式第8号(第18条、第19条、第22条、第23条関係)

様式第8号(第18条、第19条、第22条、第23条関係)

県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分に係る届出(変更届出)済証	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
上記のとおり福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第14条第1項(第15条第1項、第18条において準用する同条例第14条第1項、第18条において準用する同条例第15条第1項)の規定による届出(変更届出)があったことを証します。	
年 月 日	福島県知事 

様式第9号(第19条、第23条関係)



様式第9号(第19条、第23条関係)

県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分受託内容変更届出書		
年 月 日		
福島県知事		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第15条(第18条において準用する同条例第15条)の規定により、県外の事業場で生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分の受託に係る以下の事項について変更する(した)ので届け出ます。		
変更する(した)内容	新	旧
変更(予定)年月日	年 月 日	
変更する(した)理由		

--

[様式第10号\(第20条、第24条関係\)](#)

[様式第11号\(第28条、第45条関係\)](#)

[様式第12号\(第29条、第46条関係\)](#)

様式第13号 削除  
(平17規則33)

[様式第14号\(第32条関係\)](#)

[様式第15号\(第35条関係\)](#)

[様式第16号\(第36条関係\)](#)

[様式第17号\(第41条関係\)](#)

[様式第18号\(第43条関係\)](#)

[様式第19号\(第44条関係\)](#)

様式第19号の2(第44条の2関係)  
(平17規則33・追加)

[様式第20号\(第55条関係\)](#)

[様式第21号\(第55条、第56条関係\)](#)

[様式第22号\(第56条関係\)](#)

[様式第23号\(第57条関係\)](#)

[様式第24号\(第58条関係\)](#)

[様式第25号\(第62条関係\)](#)

[様式第26号\(第62条、第63条関係\)](#)

[様式第27号\(第63条関係\)](#)

[様式第28号\(第64条関係\)](#)

[様式第29号\(第65条関係\)](#)

[様式第30号\(第69条関係\)](#)

[様式第31号\(第70条関係\)](#)

[様式第32号\(第70条関係\)](#)

[様式第33号\(第72条関係\)](#)

附 則(平成一七年規則第一七号)抄

- この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号。以下「新法」という。)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則(平成一七年規則第三三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一〇〇号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第五十条の改正規定並びに別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二六号)

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四十九条、第五十条第一号ア及び同号ア(2)並びに第五十一条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則様式第四号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書及び様式第五号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更等届出書は、それぞれ改正後の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則様式第四号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書及び様式第五号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更等届出書とみなす。

附 則(平成二九年規則第一六号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年規則第四号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第七号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。